

令和 3 年第 8 回玄海町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 3 年 8 月 5 日（木）午後 3 時 00 分から午後 3 時 29 分
2. 開催場所 玄海町役場 第 3・4 会議室
3. 出席農業委員
1 番：寺田 徹、2 番：岩下 孝嗣、3 番：吉田 豊、5 番：中山 敬子
6 番：青木 夏男、7 番：立松 廣志、8 番：世戸 富士夫
4. 出席農地利用最適化推進委員
越路 磯樹、中山 勝実、宮崎 恒、井口 照英、松尾 正秀、山口 泉
5. 欠席委員
なし
6. 議事日程
 - 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 会長の諸報告
 - 4 議案第 23 号 農地法第 3 条の許可申請について（所有権移転）
 - 5 議案第 24 号 農地法第 3 条の許可申請について（使用貸借権設定）
 - 6 議案第 25 号 農地法第 4 条の許可申請について
 - 7 議案第 26 号 農地法第 5 条の許可申請について（賃借権設定）
7. 農業委員会事務局職員
事務局長：山口 善正 係長：山口 清二 主事：渡辺 健太

	(午後 3 時 00 分開会)
会長	本日の出席 農業委員 7 名であります。 そして、推進委員は 6 名出席していただいております。
会長	これより令和 3 年第 8 回玄海町農業委員会総会を開会いたします。
会長	本日の議事日程については、お手元の日程表により進行いたします。 日程 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定に基づき、会長において、3 番 吉田委員、5 番 中山委員を指名します。
会長	日程 2 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定されました。
会長	日程 3 会長の諸報告
会長	日程 4 議案第 2 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 2 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3 区 井口委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 2 3 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 5 議案第 2 4 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 2 4 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(5 番 中山委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりましたが、吉田委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与制限である自己により議事に参与することができませんので吉田委員の退席を求めます。暫時休憩します。 (吉田委員退席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 2 4 号「農地法第 3 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。吉田委員の復席を求めます。暫時休憩します。 (吉田委員復席)
会長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程 6 議案第 25 号「農地法第 4 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 25 号「農地法第 4 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第 25 号「農地法第 4 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程 7 議案第 26 号「農地法第 5 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 26 号「農地法第 5 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)

会長	ご異議なしと認めます。議案第 2 6 号「農地法第 5 条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	これを以て、令和 3 年第 8 回玄海町農業委員会総会の議案をすべて終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議ございませんので、令和 3 年第 8 回玄海町農業委員会総会を閉会いたします。 (1 5 : 2 9 閉会)